

※実習申込にあたっての注意事項

高病原性鳥インフルエンザに関する実習受入の対応

当館では高病原性鳥インフルエンザの流行に対し、ペンギンたちへの感染予防のため、実習の受入れには下記の 3 点について十分ご理解いただきますようお願いいたします。

- ①実習開始日には、長崎県及び隣県（佐賀県、福岡県、熊本県、鹿児島県）までの範囲で野鳥監視重点区域解除がされていること。
- ②新たに鳥インフルエンザが発生して解除が長引くと受入ができないことがある。
- ③実習の途中で長崎県及び隣県までの範囲で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、実習中止とする。

ご了承をいただいたうえで、実習の申し込みをお願いいたします。